

3 宗教法人の運営は規則に決めたとおりにしましょう。

1 まず、みなさんの法人の規則を見てください。

規則は、みなさんの法人を運営するための根本原則です。

みなさんの法人が、その運営方法について所定の手続を経て正式に作成し、所轄庁の認証を受けたものです。言い換えますと、みなさんの法人の運営方法について公に示したものです。ですから、法人の運営を規則に従って公明正大に行うことは、法人として当然の責務であり、社会的な信用を損なわないよう適正な管理運営が求められています。



第十八条

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。

2 もし、規則を紛失していたら

宗教法人の規則が、法人の運営にとって絶対欠かせないものであることはお分かりいただけだと思います。

万一、規則を紛失していたら、直ちに所轄庁に相談して、規則の謄本の交付を受けてください。



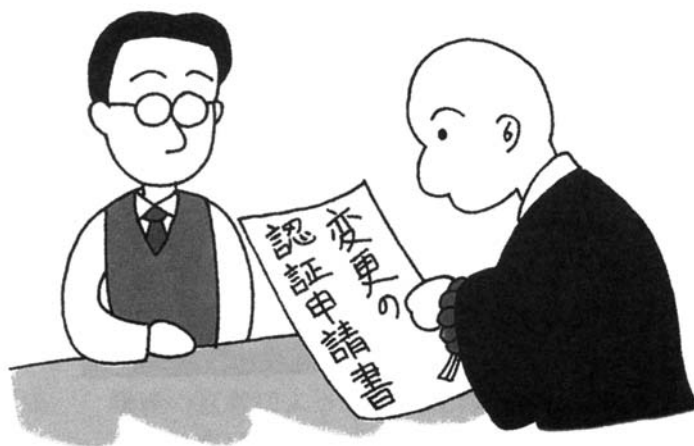
3 規則と現状を見比べてください。

規則に定めてある内容と運営の実情は一致していなければなりません。

みなさんの法人ではいかがですか。もし、一致していなければ、①運営方法を規則の規定に合わせる、②規則の規定を実情に合うように変更する、のいずれかの処理が必要です。一度、規則の見直しを行ってみましょう。

なお、規則は、法人内部で変更しても、変更したことにはなりません。規則の変更も、やはり、所轄庁の認証が必要です。規則変更の手続きについては、9頁～11頁をご覧ください。

第二十六条 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。



4 規則の備え付け

規則は、法人の事務所に常に備え付けておかなければなりません。

規則は、しまいこむものでなく、必要なときは、いつでも参照できる状態にあることが望ましいのです。ただ、規則は重要なものですから、その原本は厳重に保管し、原本をコピーするなどして、それを普段は使用されたらいかがでしょうか。

第二十五条

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

